

議案第68号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中53の項を55の項とし、同表52の項金額（1件につき）の欄中「51の項」を「53の項」に改め、同項を同表54の項とし、同表51の項を同表53の項とし、同表50の項金額（1件につき）の欄中「48の項」を「50の項」に改め、同項を同表52の項とし、同表49の項金額（1件につき）の欄中「48の項」を「50の項」に改め、同項を同表51の項とし、同表48の項を同表50の項とし、同表47の項金額（1件につき）の欄中「46の項」を「48の項」に改め、同項を同表49の項とし、同表中46の項を48の項とし、45の項を47の項とし、44の項を46の項とし、同表43の項金額（1件につき）の欄中「42の項」を「44の項」に改め、同項を同表45の項とし、同表中42の項を44の項とし、29の項から41の項までを2項ずつ繰り下げ、同表28の項事務の欄中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項名称の欄中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項を同表29の項とし、同項の次に次のように加える。

30	法第85条	特別仮設	181,000円
----	-------	------	----------

第6項の規定に基づく特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	興行場等建築許可申請手数料	
---	---------------	--

別表第2中27の項を28の項とし、4の項から26の項までを1項ずつ繰り下げ、同表3の項事務の欄中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

3	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道との関係の建築認定申請手数料	31,000円
---	----------------------------------	------------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物の敷地と道との関係の建築の認定に係る手数料及び仮設興行場等の建築の許可に係る手数料を徴収するため、並びに建築基準法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。